様式第１号(R6.4.1改正)

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画（変更）届

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）の中途採用計画（変更）を届け出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　 労働局長　殿

　 事業主　所在地　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　名称

代表者氏名

　 代理人　所在地　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　氏名

氏名

　 （提出代行者・　所在地　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務代理者）　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会保険労務士　氏名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １申請事業主 | (1)　雇用保険適用事業所番号 | －　　　　　　　－ | | | | | | (2)常時雇用する労働者数 | | | 人 | | | | |
| (3)　事業所の名称及び所在地等 | 名　称  所在地　〒  電話番号　　　（　　　） | | | | | | | | | | | | | |
| ２中途採用計画 | (1) （計画の変更手続きの場合）  　 　計画受理番号 |  | | | | | | | | | | | | | |
| (2)　中途採用計画期間 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 | | | | | | | | | | | | | |
| (3)　中途採用実施区分 |  | | ①中途採用率の拡大 | | | |  | ②45歳以上の中途採用率の拡大 | | | | | | |
| (4)　 計画期間前中途採用率及び計画期間目標中途採用率 | ①計画期間前中途採用率 | | | | | | ②計画期間目標中途採用率 | | | | | | | |
| Ａ中途採用者数 | | | | | 人 | Ａ中途採用者予定数 | | | | | | 人 | |
| Ｂ採用者総数 | | | | | 人 | Ｂ採用予定総数 | | | | | | 人 | |
| Ｃ中途採用率  〔（A/B）×100〕 | | | | | ％ | Ｃ中途採用率  〔（A/B）×100〕 | | | | | | ％ | |
| 中途採用率拡大目標値＝  ｛（②Ｃ中途採用率）－（①Ｃ中途採用率）｝ | | | | | | | | | | | | ポイント | |
| (5)　(3)②「45歳以上の中途採用率の拡大」に取り組む事業主 | Ｄ45歳以上中途採用者数 | | | | | 人 | Ｄ45歳以上中途採用者予定数 | | | | | | 人 | |
| Ｅ45歳以上中途採用率  〔（D/B）×100〕 | | | | | ％ | Ｅ45歳以上中途採用率  〔（D/B）×100〕 | | | | | | ％ | |
| 45歳以上中途採用率拡大目標値＝  ｛（(4)②Ｅ45歳以上中途採用率）－（(4)①Ｅ45歳以上中途採用率）｝ | | | | | | | | | | | | ポイント | |
| ３　２(2)の計画期間の初日より前の  本助成金、労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）又は中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給の有無 | | 有 |  | | 無 |  | （左欄で「有」に○を付けた場合）  助成の対象となった中途採用実施  区分 | | |  | | ①中途採用率の拡大 | | | |
|  | | ②45歳以上中途採用率の拡大 | | | |
| ４　国・地方公共団体の補助金等の申請の有無 | | 有 |  | | (名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) | | | | | | | | | 無 |  |
| ５　中途採用計画の提出の日の前日から起算して６か月前の日から中途採用計画提出日までの間に  事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む。）を行ったことの有無 | | | | | | | | | | 有 | | |  | 無 |  |
| ６申請に関する担当者 | | 所属 |  | | | | | 電話番号 | | |  | | | | |
| 氏名 |  | | | | |  | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※　処理欄  （労働局記入） | 受理年月日 | 年　　月　　日 | 受理番号 |  | 企業規模 | □　大企業  □　中小企業 |
| 受理印 |  |

【提出上の注意点】

１　この様式を計画の届出のために使用する場合は、標題中「（変更）」を抹消してください。また、変更申請の場合は、標題の（変更）を○で囲んでください。

様式第１号（裏面）

２　この計画書は、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出してください。

３　この計画書は、４に掲げる書類を添えて、中途採用計画期間の初日の前日の６か月前の日から計画期間の初日の前日までの間に提出してください。

４　この計画書を提出する場合は、次の書類を添付してください。

(1) 中途採用計画（様式第３号）

(2) 中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第４号）

(3)（常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主の場合）

①　中途採用に係る情報公表（中途採用により雇い入れられた者の割合）の義務を履行していることが確認できる書類（自社ホームページの該当ページの写し等）

(4)（中途採用計画期間前に対象中途採用者の雇用管理制度が整備されている場合）

①　対象中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等）

②　新規学卒者等に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等）

（対象中途採用者に適用される雇用管理制度と異なる雇用管理制度である場合に限ります。）

(5)その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類

５　次の内容について当該計画の内容に変更が生じるときは、計画の変更を申請しなければなりません。変更の際は、この様式を計画変更書として使用します。

変更の申請がなされず、都道府県労働局長に届出された計画と支給申請時の計画の内容に違いがある場合、支給決定されないことがあります。

変更が生じた場合遅滞なく変更の届出をしてください。

　　①　中途採用計画届（様式第１号）の提出時に添付した中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第４号）に記載した対象者に変更が生じた場合(中途採用計画届の提出日以降中途採用計画期間の開始までに雇入れを行った場合)

　　②　中途採用計画届（様式第１号）の提出時に添付した中途採用計画（様式第３号）において、中途採用計画期間中に整備することとしていた雇用管理制度、各種規程について追加が生じた場合又は整備しなくなった場合

６　その他、この計画について労働局が立ち入り検査等を行うことがありますので、ご協力ください。

７　支給申請を行うときは、必要な書類の整備又は提出が必要です。

【記入上の注意】

１　各欄とも、この中途採用計画届（様式第１号）の提出日における状況を記入してください。

２　事業主が自ら申請を行う場合は、事業主の氏名等の記載が必要です。

３　申請者が代理人の場合は、事業主が代理人に対し、本助成金の申請手続きについての権限を委任したことを証明する委任状を提出してください。この場合、「代理人」の欄に代理人の氏名等の記載を行うとともに、「事業主」の欄は代理する事業主等の住所及び氏名を記載してください。

また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第２項に規定する提出代行者又は同令第16条の３に規定する事務代理者の場合は、「（提出代行者・事務代理者）社会保険労務士」欄に申請者の氏名等について記載をするとともに、「事業主」の欄に事業主の氏名等を記載してください。

４　１(1)欄～(3)欄は、支給申請を行う事業所における事項をそれぞれ記入してください。

　　１(2)欄の「常時雇用する労働者」は、２か月を超えて使用される者（※1）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等である者（※2）の数をそれぞれ記入してください。

※1 「２か月を超えて使用される者」とは、実態として２か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び２か月を超える雇用期間の定めのある者を含みます。

※2 「週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等である者」とは、例えば、当該企業の通常の従業員の週当たりの所定労働時間が40 時間である場合、その週当たりの所定労働時間が概ね40 時間である者をいいます。

５　２(1)欄は、当該計画の変更の届出を行う場合に、労働局から送付された中途採用計画（変更）届（様式第１号）（写）に記載された受理番号を記載してください。

６　２(2)欄は、①中途採用率の拡大又は②45歳以上の中途採用率の拡大に取り組む計画期間を記載してください。

７　２(3)欄は、該当する区分の□に○を付けてください。（一方または双方のいずれでも可）

８　２(4)欄は、次のとおり記載してください。

「①計画前中途採用率」は、中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第４号）により算定した計画期間の開始日の前日から過去３年間の中途採用者数、新規学卒者等を含む採用者総数及び中途採用率（中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第４号）裏面【記入場の注意】６により計算した中途採用率）を記載してください。

「②計画期間目標中途採用率」は、２(2)欄に記載した計画期間における、中途採用者予定数、新規学卒者等を含む採用予定総数及び中途採用率（中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第４号）裏面【記入場の注意】６により計算した中途採用率）を記載してください。

なお、中途採用率拡大目標値は、期間中の中途採用率から期間前の中途採用率を減じた値（ポイント）を該当欄記載してください。

また、①、②とも、算定の対象となる者は、期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者に限ります。また、②Ａ「中途採用者予定数」とは、中途採用を予定している人数を記載してください。ただし、そのうち支給対象者となるのは以下ア、イのいずれにも該当する者のみですので、支給申請に当たっては注意してください。

ア　雇入れ日の前日から起算して１年前の日から雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において、雇用関係、出向、派遣、請負又は委任により、本支給申請を行う事業主の事業所で就労したことがない者であること。

イ　雇入れ日の前日から起算して１年前の日から雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において、本支給申請を行う事業主と資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主に雇用されていた者でないこと。

　　なお、「資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係」とは、以下のことを指すほか、関係性を総合的に判断します。

　　(ｱ)　他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。

(ｲ)　取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

９　２(5)欄は、次のとおり記載してください。

「①計画前中途採用率」は、中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第４号）により算定した計画期間の開始日の前日から過去３年間の45歳以上中途採用者数及び45歳以上中途採用率（中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第４号）裏面【記入場の注意】６により計算した45歳以上中途採用率）を記載してください。

「②計画期間目標中途採用率」は、２(2)欄に記載した計画期間における、45歳以上中途採用者予定数及び45歳以上中途採用率（中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第４号）裏面【記入場の注意】６により計算した45歳以上中途採用率）を記載してください。

45歳以上中途採用率拡大目標値は、期間中の45歳以上中途採用率から期間前の45歳以上中途採用率を減じた値（ポイント）を記載してください。

10　３欄は、計画期間の初日より前の本助成金、労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）又は中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給の有無について、「有」又は「無」に○を記載してください。「有」に○を付けた場合、助成の対象となった中途採用実施区分について、①、②の当てはまる方に○を記載してください。

　　過去に、今回の支給と同一の区分での助成を受けたことがある場合、支給を受けることはできません。

11　４欄は、本助成金以外で国・地方公共団体からの補助金等を受けているかどうか、もしくは、申請する予定があるかどうかについて、「有」又は「無」に○を記載してください。「有」の場合は受給している（受給する）補助金等の具体的な名称を記入してください。なお、欄に記入しきれない場合は、別紙（様式任意）にまとめてください。

12　５欄は、中途採用計画の提出の日の前日から起算して６か月前の日から中途採用計画届の提出日までの間に事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等（退職勧奨を含みます。）したことがあるかどうかについて、「有」又は「無」に○を付けてください。「有」の場合は本助成金の支給をうけることはできません。

13　６欄は、本助成金の申請に関して、労働局との質疑応答が可能な方（代理人等の場合は代理人等）を記入してください。

14　「※処理欄」及び「※決裁欄」には記入しないでください。

【その他】

１　管轄労働局長は、本助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提出できない場合には、本助成金の支給を行いません。

２　本助成金の申請に当たって管轄労働局に提出した書類等については、本助成金の支給日が属する年度の翌年度の初日から起算して５年間保管してください。

３　偽りその他不正の手段により本助成金の支給を受けた場合は、支給した本助成金の全部又は一部を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年３％の利息を付すとともに、当該返還金額の２割に相当する額を請求します。

４　偽りその他不正の手段により本助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主は、一定期間において雇用保険法に基づく助成金等の申請ができなくなります。